

廣済寺ビハーラ特養三股中央 料金表

令和8年1月1日

■月額（30日）利用料の目安 基本料金 + 居住費・食費 + 加算（概算）

単位：円

負担限度額段階		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	1割負担	61,540	63,968	66,533	69,030	71,424
第2段階	1割負担	64,240	66,668	69,233	71,730	74,124
第3段階①	1割負担	86,740	89,168	91,733	94,230	96,624
第3段階②	1割負担	108,040	110,468	113,033	115,530	117,924
第4段階	1割負担	131,470	133,898	136,463	138,960	141,354
	2割負担	157,610	162,467	167,597	172,590	177,378
	3割負担	183,751	191,035	198,730	206,220	213,402

上記料金目安は、以下の1～3を合計した金額になります。

なお、所定の要件に該当する場合には、下記の「4. 該当する方のみの加算」を別途算定するものとします。

※上記金額はあくまでも目安であり、施設の体制及び制度改革等により変更となる場合がございます。

また利用日数、個別に係る加算の有無に応じて金額がわかります。

※1単位は 10円となり、下記の単位数に10円を乗じた金額で算定しています。

1. 基本サービス費（介護保険）

※1日の単位数及び料金になります

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	682単位	753単位	828単位	901単位	971単位
1割負担	682円	753円	828円	901円	971円
2割負担	1364円	1506円	1656円	1802円	1942円
3割負担	2046円	2259円	2484円	2703円	2913円

2. 居住費・食費

単位：円

利用者負担段階	1日	居住費	食費
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税であって老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	880	300
第2段階	年金収入等80万円以下かつ、預貯金単身650万・夫婦1,650万円	880	390
第3段階①	年金収入等80万円超120万円以下かつ、預貯金単身550万円・夫婦1,550万円	1,370	650
第3段階②	年金収入等120万円超かつ、預貯金単身500万円・夫婦1,500万円	1,370	1,360
第4段階	その他	2,066	1,445

※介護保険負担限度額認定について

介護保険施設に入所したとき、又は短期入所（ショートステイ）を利用したときの食費、居住費は原則自己負担となります。が、上の表にある世帯の所得状況により、各項目の負担限度額が認定され、それ以上を負担する必要はありません。負担限度額費用は全て日額です。減額できるのは、原則として申請された月の初日からとなります。

詳しくは、三股町の介護保険担当窓口へお問合せ下さい。

3. 共通加算

基本料金に共通して加算される費用

加算項目	内容	算定単位	単位数
栄養ケアマネジメント強化加算	常勤の管理栄養士を配置し、入所者全員に対して栄養ケア計画の作成・評価・見直しを継続的に行っている場合	1日につき	11
看護体制加算（Ⅰ）	常勤の看護師を1名以上配置している場合	1日につき	4
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	介護福祉士の割合、又は常勤の割合が基準を満たす場合	1日につき	6
日常生活継続支援加算Ⅱ	入居者の介護度、日常生活自立度の割合が基準を上回る場合（入居者の状況に応じて要件未達時は算定いたしません）	1日につき	46
個別機能訓練加算Ⅰ	機能訓練指導員により計画に基づいて訓練及び評価を実施している場合	1日につき	12
協力医療機関連携加算	協力医療機関との定期的な会議において、ご利用者の情報を共有する場合	1ヵ月につき	50
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	生産性向上ガイドラインに基づく継続的改善を行い、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入するとともに、少なくとも年1回（1年内ごと）その効果データを提供する場合	1ヵ月につき	10
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	科学的介護情報システム（LIFE）へのデータ提出とフォードバック情報の活用により、施設サービス計画を有効提供している場合	1ヵ月につき	40
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数に14.0%を乗じた単位数	1ヵ月の総単位数につき	

4. 該当する方のみの加算

：該当する場合に算定されます

加算項目	内容	算定単位	単位数
初期加算	入居日から30日以内の期間、又は30日を超える病院への入院後に再入居した場合（最大30日間）	1日につき	30
安全対策体制加算	事故の発生・再発防止の措置を実施する担当者を配置し組織的な安全対策を実施する場合に算定	入所日のみ	20
外泊時加算	入院又は外泊をした場合（最大12日間）	1日につき	246
療養食加算	病養食の提供（1日3回を限度）※1回6単位 1日18単位	1食につき	6
看取り介護加算（Ⅰ）	ご利用者及びご家族とともに、医師、看護、介護職員とかが共同してその人らしさを尊重した看取り介護を行った場合	31～45日以下	1日につき 72
		4～30日以下	1日につき 144
		2～3日	1日につき 680
		死亡日	1日につき 1280
退所時前後訪問相談		1回につき	460
退所時相談援助加算	退居にあたり在宅又は、施設等における生活に向け、各事業所等と相談、連絡、調整や情報提供を行った場合	1回につき	400
退所前連携加算		1回につき	500
退所時情報提供加算		1回につき	250
経口移行加算	経管栄養から経口摂取へ移行した場合	1日につき	28
経口維持加算（Ⅰ）	経口による食事を摂取している方で、誤嚥が認められ、医師等により特別な管理を行った場合	1ヵ月につき	400
口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入居者に対して口腔ケアを実施した場合	1ヵ月につき	110